

## 広島県告示第八百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年八月二十九日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在 地		土 砂 灾 害 警 戒 区 域	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域
区域の名称	所 在 地	土 砂 灾 害 警 戒 区 域	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域		
千代田明神 一九三（一〇） 六八隣五	広島県広島市安佐北区安佐町大字鈴張地内	表 区 域 示 の			
崩壊 急傾斜地の 鈴張雲田（五 八九八一一二） （五九二八 一六）	崩壊 急傾斜地の 鈴張上西谷 （五九二八 一六）	自然現象 の種類 の発生原 因となる 土砂災害			
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	表 区 域 示 の	区域の名称	
千代田明神 一九三（一〇） 六八隣五	鈴張雲田（五 八九八一一二） （五九二八 一六）	自然現象 の種類 の発生原 因となる 土砂災害			
崩壊 急傾斜地の 鈴張雲田（五 八九八一一二） （五九二八 一六）	崩壊 急傾斜地の 鈴張上西谷 （五九二八 一六）	自然現象 の種類 の発生原 因となる 土砂災害	号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で行政進災域の 定令に害等土砂二示 め第へ関防に平止お災項及 る八平す止對け害にび 事十成る対策る警規法 項四十法策る警規法	区域の名称	号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で行政進災域の 定令に害等土砂二示 め第へ関防に平止お災項及 る八平す止對け害にび 事十成る対策る警規法 項四十法策る警規法
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。